

第4章 高度成長期における地域社会システムを基軸とした都市デザイン

4-1. はじめに

4-1-1. 本章の目的

前章においては、戦前期の地域社会において、名望家や資本家を中心とした富裕層の寄附行為が地域社会の発展に寄与し、地域独自の都市空間を創造していく過程について報告したが、大正デモクラシーを通じた普通選挙の実現、戦後のGHQ占領下で断行された農地改革や地方自治の確立などを通して、一部の名望家による地域社会の支配は崩れ、議会制民主主義が確立されていき、地域社会の構造は大きく変化していく。また、高度成長期の地域社会は都市化が加速し、都市近郊へのスプロールが進んでいくなかで、都市と農村との二元論的解釈は実質的な意味を持たなくなり、農村が次第に都市的局面に浸食される時期でもあり、戦前期に見られた地域社会システムを基軸とした都市デザインは大きく変質していく。

高度成長期における地域社会システムを基軸とした都市デザインの実態を詳細に分析することは、創造性を回復し、新たなマネジメントシステムの構築を促す可能性を持ち、意義のあることと考える。

本章では、租税負担のような法的強制力がなく、住民自らが任意に供出する行政財源であった寄附に着目し、寄附の仕組みが都市空間のマネジメントシステムとして機能していたことを明らかにしたうえで、住民がその主体性を失い、都市空間が画一化されていく過程を明らかにするとともに、現代社会が求める都市デザインへの示唆を導くことを目的とする。

4-1-2. 本章の枠組み

本章では具体的事例として埼玉県浦和市（現埼玉県さいたま市）を対象とし、戦後から安定成長に移るまでの高度成長期を調査範囲とした。

浦和市は大正後期まで都市化の進行が極めて遅く、大正元年時点で人口僅か10,227人の小さな宿場町であった¹⁾。しかし、東京に近接しているため、関東大震災、第二次世界大戦

の疎開を契機として人口が増加するとともに²⁾、高度成長期における急激な人口の流入により、名実ともに埼玉県の間都として発展を遂げた。そのため、高度成長期における日本の地域社会が抱えていた様々な諸相が典型的に析出したと考えられ、対象地として選定した。

4-1-3. 本章の構成

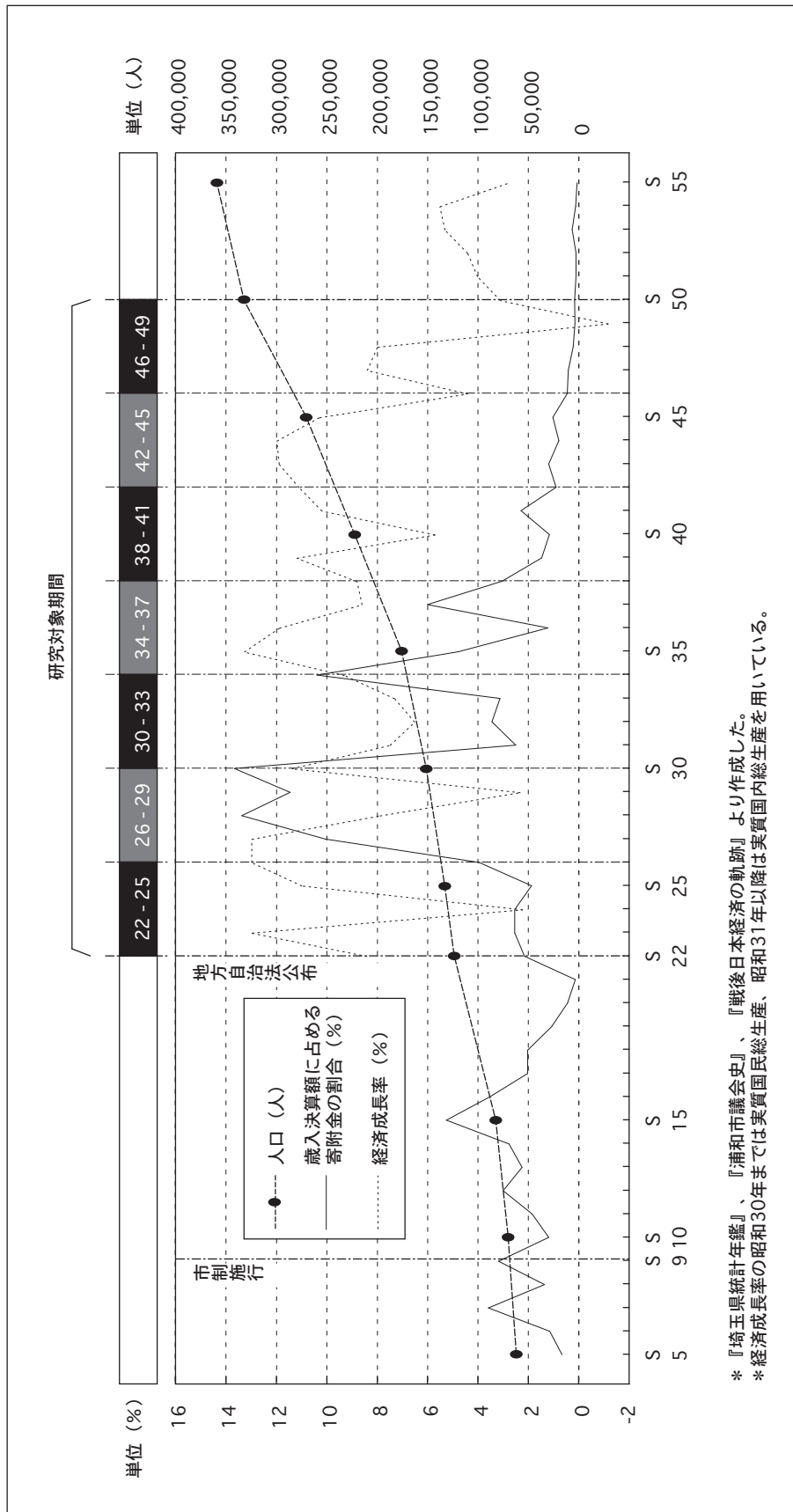
はじめに、高度成長期における地域社会の変化を把握するとともに、寄附による財源徴収が都市化の進展の中で発生した近隣レベルの課題に対処するために多用されていたことを明らかにする。次に、寄附の仕組みが有していた機能と課題を整理し、寄附の仕組みが都市空間のマネジメントシステムとしての機能を有していたこと、および機能と課題との相反性について明らかにする。さらに、このような機能と課題との相反性を調整できず、寄附が衰退に向かった要因を明らかにする。最後に、その結果としてもたらされた都市空間の画一化から脱却し、地区住民の主体性と社会貢献を活かしながら創造性を回復していくための、地域社会システムを基軸とした都市デザインへの示唆を導く。

4-2. 近隣コミュニティの課題と寄附金

戦後の日本の都市は、高度成長による都市化の進展の中で多くの都市問題が発生した。行政は増え続ける人口と市域の拡大に対応するため、道路や下水などの生活インフラ、教育施設の整備に多額の経費を必要とした。その過程で寄附による財源徴収が多用された。本項では統計資料³⁾、および浦和市議会会議録⁴⁾(以下、会議録)をもとに、高度成長期の浦和市における寄附の実態を把握し、市政運営における寄附金の位置づけを明確にする。

4-2-1. 高度成長と地域社会の変化

浦和市の高度成長期における都市化の進展は目覚ましく、東京のみならず、地方からの移住者の増加などで急速に市域を拡大させ、昭和22年の122,655人から、昭和50年には人口331,145人まで増加している⁵⁾。社会増を主とする新たな住民層の流入は、地域社会の構図を大きく変化させていったと考えられる(図4-1)。



* 『埼玉県統計年鑑』、『浦和市議会史』、『戦後日本経済の軌跡』より作成した。
 * 経済成長率の昭和30年までは実質国民総生産、昭和31年以降は実質国内総生産を用いている。

図 4-1 人口と寄附金の変遷

4-2-2. 寄附金の変遷

一般会計歳入決算額に占める寄附金の割合を見ると（図 4-1）、戦前期は 1～3% 程度で推移していた寄附金が、朝鮮戦争勃発に伴う特需景気とともに急増し、昭和 28 年度には 13.35% に至っている。その後、大きく振幅を描きながらも次第に下降線を描くが、戦前期に比べて高い数値を示しており、戦後に入って高額な寄附金を財政収入として得ていたことが分かる。昭和 40 年代に入ると急速に減少へ向かい、昭和 51 年度には 0.1% を割っている。それ以降、寄附金は横這いに推移し、上昇線を描くことはない。

これに、戦後の経済成長率を重ねてみても、全体としては景気の変動との相関性は見出せず、各時代における行政課題による影響が大きいと考えられる。

これより以後、本章では会議録を中心に研究を進めていくため、便宜上、議会選挙が行われる 4 年を単位とし、地方自治法に基づく最初の議会が誕生した昭和 22 年度より昭和 49 年度までを研究対象期間として考察を進める。

4-2-3. 寄附対象事業

会議録⁶⁾における各年度の一般会計歳入歳出予算案および追加更正予算案に関する議会答弁において、寄附金の使途として説明されている具体的な事業とその額を調査し⁷⁾、事業毎、4 年毎にまとめてその変遷を整理した⁸⁾（表 4-1）。調査にあたっては議会答弁を通読し、事業の詳細が把握できるものを抽出した。その結果、一部詳細不明のものもあるが⁹⁾、金額にして予算額全体の 74%¹⁰⁾ を把握できた。

特に金額の多い事業のうち、競馬場関連寄附は浦和競馬場を有する浦和市の特別な予算で、競馬場主催者協議会（県）からの競馬場周辺道路整備費、破傷風予防接種費などに対する寄附である。また、昭和 20 年代から昭和 30 年代中頃まで多額の寄附金が計上されている六・三・三制教育施設組合¹¹⁾からの寄附、駅建設促進既成会からの寄附は、実際には住民からの借入金である¹²⁾。昭和 26 年以後の寄附金の急激な増加は学校施設の整備に対する六・三・三制教育施設組合からの寄附が大きく影響している。

住民の負担としての寄附の対象となった事業のうち、継続的に寄附が行われ、さらに金額も多い事業を見ると、道路、学校、消防が挙げられる。幹線道路については市費負担で整備され、寄附金が対象とした事業は生活道路に限られており¹³⁾、消防に対する寄附の大部分は各地域の消防団に関連する寄附である。これより、寄附金は住民の生活に密着した近隣レベルでの課題を対象としていたと言える。

表 4-1 寄附対象事業

単位(千円)

寄附対象事業		年						
		22 - 25	26 - 29	30 - 33	34 - 37	38 - 41	42 - 45	46 - 49
道路	舗装	471	969	6,944	11,729	5,062	16,940	6,200
	側溝		1,500	3,908	4,202	7,760	10,500	20,000
	砂利購入	1,000	1,300	3,486	2,060	1,695	6,529	
	道路改良・改修		44	390	738			
	その他道路・歩道関連	600		77		3,000		4,000
その他	駅・駅前広場	450		753	250		27,477	
土木	河川整備・維持修繕		200	220	92	307		
	公園・広場関連			2,170	30			2,100
	交通安全施設				600	1,050	50	
	橋梁	54		753				
	給水・排水・衛生施設				5,350		152	
	区画整理				1,000	310		
	下水・用排水路・溝渠	843	451					
学校	市外通学生徒委託料	180	3,588	11,273	19,476	46,017	9,980	
	校舎建築・増改築・修繕	1,995	4,342	218	1,500	20,000	41,000	
	プール建設		1,580	6,400	27,590	11,437		
	設備・備品	250	978	2,470	1,150	675		
	体育館建築			1,800	5,000	35,000		
	特殊教育費				50	50	500	
	校舎・用地買収				5,200	10,000		
	講堂建築		500		800			
	その他学校関連		890	3,000		100		
社会福祉	設備・備品				100	50		5,000
	社会福祉施設費				28	50	1,367	
	社会福祉事業費						1,685	
公民館	公民館建築・増改築		45			4,600	9,000	
	映写機購入					220		
消防	消防団消防車購入	500	400	2,000	1,500	3,060	7,500	3,000
	消防団施設関連		67	80	350		2,100	1,300
	その他消防関連	417	80	2,800	61			
警察	駐在所建築・増改築・修繕	203	65			1,000		
競馬場関連	競馬場関連寄附	3,440	1,376	3,000	66,600	12,000	41,326	31,250
借入金	六・三・三制教育施設組合からの寄附	12,947	159,304	39,412				
	高等学校移管費			30,000				
	駅建設促進既成会からの寄附			11,500	99,028			
その他	その他	204	1,230		571	1,650	29,889	1000

*『浦和市議会会議録』、『浦和市一般会計特別会計歳入歳出予算書』、『浦和市一般会計特別会計歳入歳出決算書』をもとに作成した。

*千円以下四捨五入。

4-2-4. 小結

浦和市は東京に近接する立地から大正後期以降、他都市に比べて特に急激な都市化を経験している。その結果、多くの都市問題を発生させ、その解決のために多額の財源を必要とした。昭和26年頃から多額の寄附金が計上され始め、道路、学校、消防といった生活に密着した近隣レベルでの課題に対し、その財源として寄附による財源徴収が多用された。高度成長期の浦和市では、寄附金が不足する税収を補いながら近隣レベルでの課題に対処していったと言える。

4-3. 寄附の仕組みが有していた機能

4-3、および4-4においては、近隣レベルでの課題に対して寄附による任意の財源徴収方法が多用された背景を理解するために、会議録¹⁴⁾を通読し、寄附金に関する論争を抽出し、詳細に分析していくことにより、寄附の仕組みが市政運営において有していた機能や課題について整理する。論争の抽出にあたっては、1) 一般質問と予算案審議を対象に¹⁵⁾、2) 特に継続的に寄附の対象となっていた道路、学校、消防における都市施設の整備や基盤整備等のハード事業について¹⁶⁾、3) 寄附金について言及している質疑とそれに対する回答を1件の論争として抽出した¹⁷⁾(図4-2)。抽出された論争は79件である。この中には、数行程度で終わるものから数ページに亘るものもあり、その内容も多種多様である。本論文では、関連する項目に対応させ、特に代表的な部分のみを掲載した。掲載にあたり【 】内に答弁者、年月、抽出箇所、1から79までの通し番号を順に記した。

はじめに、寄附の仕組みが有していた機能について整理する。

本稿で抽出した論争	
抽出箇所	一般質問、予算案審議 ----- その他(委員会報告、採決など)
事業分野	道路、学校、消防 ----- その他(警察、公民館など)
事業内容	都市施設の整備や基盤整備等のハード事業 ----- 施設運営等のソフト事業や市外通学生徒委託料、設備・備品費
発言内容	非制度的税外負担に対する賛否や寄附徴収のプロセス等の詳細説明 ----- 寄附額や対象事業の事実確認で終わっているものや住民負担について触れていても主旨が異なるもの

図4-2 論争の抽出

4-3-1. 受益者負担金と同様の機能

はじめに基本的な機能として、制度的税外負担として位置づけられる受益者負担金と同様の機能が挙げられる。受益者負担金制度は、都市計画事業により著しい利益を受ける者に対して費用を負担させる制度であり¹⁸⁾、都市計画を全国に展開してゆくために必要な財源をどこに求めるかという議論の過程で制度化されたものである¹⁹⁾。つまり、受益者負担金の目的には1) 財源の確保があり、その財源を2) 特別な受益のある者に負担させる(受益者負担)、というのが基本的な考え方である。このような受益者負担金と同様の機能については23件が抽出された。

1) 財源の確保

財源の確保のために税外負担は避けられない、という議会説明は繰り返し行われてきた。高度成長期における急激な都市化の進展の中で、生活インフラの整備に追われる中、税収を補う形で寄附による財源徴収が多用されていた。

『やるべきしごとが山積しておる関係で、ほんとうの自己財源だけでは、非常にこの消極的な政策になってしまうのであります・・・非常に不本意とぞんじますが、一部負担金として、お願いをしておりますが・・・』【川久保義典市長, S32.6, 一般質問, 28】

『予算は一定しておって、それ以上の何倍かの要求がある、これをできるだけ市民にこたえてあげたいということから、こういうことがおこるんだとおもいます』【本田直一市長, S38.12, 一般質問, 45】

2) 受益者負担

寄附の対象となっていた近隣レベルでの課題はシビルミニマムの事業だと言って良い。つまり、時間的緩急はあるとしても、いずれは全ての近隣コミュニティにおいて整備されるものであり、受益の程度は事業実施の緩急として比較的容易に説明できた。受益者負担金が受益の程度を評価するための土地評価の仕組みを要請した²⁰⁾のとは対照的である。

『わずか十数パーセントつきり(しか)舗装ができていない・・・受益をうける立ち場の地域が非常に少ないわけでありますので、わずかの地元負担程度はおつきあいしていただくということも、やむをえないのではないかと』【相川曹司市長, S43.3, 一般質問, 59】

『はやく側溝のできるどころと、なん年でもまたされてしまう、まあ結果的にですが、またされてしまうというところ、いろいろ市民サービスの格差が大きすぎる、こういうことも考えられますので、現在側溝の負担金は、まあいまのところ現行でいくよりしかたがないのではないかと考えております』

【相川曹司市長, S46.12, 一般質問, 72】

4-3-2. マネジメントシステムとしての機能

受益者負担金と同様の機能以外では 12 件が抽出され、1) 優先順位の決定、2) 公共性の抽出、3) 行政と地区との協議プロセスの誘発の 3 つの機能に分類できた。これらはいずれも限られた予算の中で近隣レベルでの課題に対処していくうえで必要となる行政によるマネジメントシステムとしての機能だと言える。

1) 優先順位の決定

全ての近隣コミュニティが必要としているシビルミニマムの事業に対して計画的に事業着手の優先順位を決めていくのは困難である。そのため、各近隣コミュニティに負担金を寄附金として集めさせ、負担金が集まった地区から事業に着手する形で優先順位を決める手法が用いられた。

『(請願、陳情の処理順位について) 最後には、形としてはご負担願うこととなりますので、その話しが、地区内でうまくまとまっているかどうかと・・・寄附金のまとまりという問題が、非常にまあ重要になってくる』【竹村治一建設部長, S38.9, 一般質問, 42】

『(舗装に対する寄付について) じゃっかんのその交通整理的なものというものは必要ではなかろうかと、かえて事務処理上、全廃した場合には道路の優先度等について、きわめて問題が多すぎるんではないか』【相川曹司市長, S45.3, 一般質問, 67】

2) 公共性の抽出

寄附金が対象としていた事業は都市計画のように明確な位置づけがされていない事業がほとんどであり、受益を受ける範囲＝公共性の程度について検討を行う必要があった。公共性の抽出は行政と近隣コミュニティとの責任分担の議論へと展開することが可能である。寄附の仕組みはこのような公共性の抽出を促すシステムとしても機能していた。

『病院のほうへいくような、この市内のバス、そういつた関係で、道路を非常にこわしまして・・・そうゆうところは、やはり、一時は、やむを得ず、地元のご協力を願わなくても、維持上やつていくと・・・』【木村又治建設部長, S29.7, 歳入歳出追加更正予算, 24】

『公共的なものは、市の費用だけでやる、負担なし、砂利に対する負担金という考えかたは、住宅地であ

るとか、あるいはそういう一つの区切られたなかの、そのかたがたがおもに使われる道路に対する分と、こういう考えかたでおります』【竹村治一建設部長, S41.12, 一般質問, 54】

3) 行政と近隣コミュニティとの協議プロセスの誘発

近隣コミュニティが事業費の一部を負担するということは、計画に対して近隣コミュニティが一定の発言力を持つことにつながり、行政と近隣コミュニティとの協議プロセスを誘発する。基準にもとづく画一的な整備ではなく、近隣コミュニティの実状に即した計画協議が行われ、さらには行政と近隣コミュニティとの責任分担、財源分担へと展開された。寄附の仕組みは行政と近隣コミュニティとの協議プロセスを誘発していくためのシステムとして機能していた。

『常盤中学は新潟鉄工のいまだ使える青年学校を買収した関係があって、PTAの方々も市に対して感謝しているような実情から、寄附が持ち上がったのではないかと思う・・・まあ水道のごときは場合によっては引かないところもあるので、引けるところでは多少その点は・・・』【常木勘助助役, S23, 歳入歳出追加予算案, 6】

『(中学校の給水施設について) 当初予算に、三十四万ばかり計上したんであります、ところが、その後さらに学校側のほうといたしますとゆうと、さらに追加をいたしまして、こういつた方面も、この際ついでに、やはりやつてもらったほうが、学校教育上たいへん有益だと、こうゆうふうな意見が出まして、わたくしのほうで調査した結果、まことに、ごもつともな学校側の要望でありました関係上、そうゆうふうな計畫を立ててみましたところが、どうしても六萬圓たりないと・・・市のほうで、財源の関係上、非常にお困りだとするんならば、ピー・テー・エー側のほうで六萬圓は、この際苦しいが出しますと・・・いろいろ話し合いの関係上、学校側のほうから六萬圓寄附していただくと、こうゆうこととなりましたわけでございます』【木村又治土木課長, S27.6, 歳入歳出追加更正豫算, 23】

4-3-3. 小結

寄附の仕組みが有していた機能について図 4-3 に整理した。寄附の仕組みは、受益者負担金と同様の機能のみならず、行政によるマネジメントシステムとしても機能していた。それは、確固たる仕組みとして制度化されていた訳ではないが、法的強制力を持たない寄附徴収の柔軟性を行政が巧みにコントロールしながら機能させていたと言える。一方で、寄附の仕組みは行政と近隣コミュニティとの一対一対応のシステムとして作用していたため、近隣コミュニティ間の協議システムとしては機能していなかった。

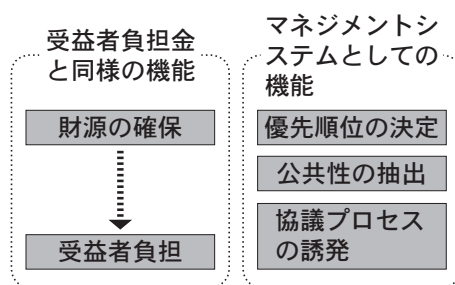


図 4-3 寄附の仕組みが有していた機能

4-4. 寄附の仕組みが有していた課題

寄附の仕組みが行政によるマネジメントシステムとしての機能を有していたことを述べてきたが、その後、衰退していったことを考えれば、多くの課題も抱えていたと推測できる。本項では 79 件の論争をもとに、寄附の仕組みが有していた課題について整理する。

4-4-1. 近隣コミュニティ内の課題

はじめに近隣コミュニティ内で発生した課題について整理する。近隣コミュニティ内で発生した課題としては、1) 寄附の強制と、その結果としての 2) 住民負担の増大が挙げられる。このような課題については 11 件が抽出された。

1) 寄附の強制

寄附の徴収は法的強制力を伴わず、本来的には任意であるが、実質的には近隣コミュニティ内の有力者によって半強制的に徴収されていた。このような半強制的な取り立ては、少なからずコミュニティの形成に悪影響を及ぼしていたと考えられる。

『多数の人の名をつらねてある署名簿を提示されて、お願いしますといって地元の有力者が顔をつらねてこられた場合、無言の威圧であり、無言の強制でなくてなんでありましょうか、まさに実質的強制であります』【杉村政雄議員, S38.6, 一般質問, 40】

『同じ町内のなかにもなんんかは、それに地元寄付金を出すことを反対し、またしぶると、こういうかたがたがいらっしゃるわけです、それを地元の自治協力会、あるいはわたくしを含めての同僚諸君、こういうひとたちでなだめて、そうして市に協力しているのが現状でありまして・・・』【坂本治一議員, S42.6,

一般質問, 55】

2) 住民負担の増大

寄附の強制は、租税の上乗せとして課される負担となり、住民にとって大きな負担となった。負担額は事業量や近隣コミュニティの意思にも左右され、予測のできない負担として住民を苦しめていた。住民負担の増大は深刻な問題であったようで、継続的に幾度となく議会において負担の軽減が議論されている。

『各階級とも重税にあえいでいる時相当多額の寄附金が計上されている。将来市において当然なすべき仕事を寄附金に依存することは極力避けねばならん・・・』【柳沢昂議員, S26.4, 歳入歳出予算案, 15】

『税外負担が非常におもいんであります、これが税金とともに市民の肩にかかって、市民の生活をいちじくしく苦しめておるんであります』【加藤岩男議員, S38.12, 一般質問, 44】

4-4-2. 近隣コミュニティ間の課題

本来的には任意の負担である寄附金の特性は競争的要素を色濃くし、近隣コミュニティごとに格差が発生することは当然の帰結だったと言える。格差の拡大については、1) 住民負担力による格差の拡大と、2) 中心部と郊外部との格差の拡大があった。このような課題については 12 件が抽出された。

1) 住民負担力による格差の拡大

近隣コミュニティによっては高所得者層が多く住む所もあれば、低所得者層が多く住む所もあり、人口密度の高い所もあれば、低い所もある。近隣コミュニティ内において寄附金が十分に集まらなければ事業に着手されず、住民負担力の差は住環境の格差拡大へとつながっていた。

『負担金を出せるときには、多くその部面だけが、しごととはできるし、出せないところはできない、かようなことでは、均てん的な市政ではない』【高野吉光議員, S31.3, 一般質問, 25】

『(学校プールに対する税外負担について) 人口の多いところは二～三千円ですむが、人口の少ない地域は平均八千円から九千円出さなければつけれないというような実状でございます、学校差をなくせといいますが、市民数の少ないところはよういでないばかりか、不可能を感じるわけでございます』【加藤清一郎議員, S37.9, 一般質問, 36】

2) 中心部と郊外部との格差の拡大

急激な市域の拡大は、多くの郊外住宅地を生み出した。発展段階の郊外住宅地は人口密度も低く、寄附金を集めることは困難であったと考えられる。また、行政としても、中心部を優先的に整備していくという考え方が存在していたと考えられる。このような状況の中で、中心部と郊外部との格差は拡大していった。

『中心部においては、舗装道路でほこりひとつないんだと、なん十年たっても、砂利一つの寄付金ひとつ出さないんだと・・・一歩奥へはいった部落へ行くというと、毎年のように砂利の寄付金を出さなければ、おなじ市民でありながら、砂利を買うことができないんだと それではあまりに不公平ではなからうか』【加藤丑松議員, S40.3, 一般質問, 46】

『(材料費地元負担について) 市の考えでは、やはり市街地から郊外地のほうにむかって整備をしていきたいと、こういう考えがあるとおもうわけですね・・・基本的には、住民がもっとも必要としている、切実な要望のあるところから、これはやるべきではなからうかというふうに考えるわけですね・・・市の中心部というのは、比較的生活環境がいいところですね、で、そのところで、側溝工事をやる場合には十パーセント、それで、いわゆるまちからはずれているところにおいてはですね、材料費を地元でもってもらうというこの考えかた、これはやはり行政的に非常に不公平ではなからうか、こういうふうに考えるわけですね』【水谷誠一議員, S47.12, 一般質問, 75】

4-4-3. 行政対近隣コミュニティの課題

最後に、行政と近隣コミュニティとの関係において発生した課題について整理する。行政と近隣コミュニティとの関係において発生した課題としては、1) 私領域の自己責任化、2) コストの増加が挙げられる。このような課題については4件が抽出された。

1) 私領域の自己責任化

寄附の仕組みが公共性の抽出を促したことは既に述べたが、その結果として私領域と判断された場合には住民の負担が重くなることを意味する。即ち、公共性を抽出する裏返しとして、私領域を抽出することにつながり、その責任が住民に転嫁されることもあった。

『(地域的な課題について) 地域の共同事業として、それをとりあげていこう、それに対して市が助成を強化していこう、あるいは地元の負担と市の事業費の補助をあわせて、そういう問題を解決していこう、こういうような経過も出てきておるわけですが材料費の問題等も、ある意味では、そういう地域の

共同事業的なものに市ができるだけの助成をしていくという部類のなかにはいるものと考えておるわけで
す・・・市の行政と、市民とが協力しあうというかたちで、なおよりよい地域社会をうんでいく、そうい
う意味でやはり材料費負担という問題も、現段階ではこれは認められなければならないものであろうとい
うように考えるしだいであります』【相川曹司市長, S47.12, 一般質問, 75】

『すべてのその施設というものを、国なり、あるいは自治体なりの財政力だけに責任をもたせるというこ
とでは、これは地方自治ではございません、おのずから、じぶんたちの住む生活環境の整備事業という
ものは、住民の協力体制によって並行してあるべきものだというふうを考えるわけです』【相川曹司市長,
S48.3, 一般質問, 77】

2) コストの増加

事業費の一部を負担することで一定の発言力を持った近隣コミュニティは、行政の基準を
超える事業計画を要求したり、また、独自に計画を建てたうえで財源を集め、行政に対して
要望するというようなこともあったようである。その結果として事業コストが増大し、行政
の負担増につながることもあった。

『プールをつくる場合には、その半額を市で負担しておったのでございます、そういたしますと、だんだ
んだんだんつきからつきへとデラックスのものができまして・・・もうどこまで半額というものがぼっ
ていくかわからないという状況でございますので・・・』【須藤多市教育長, S41.3, 一般質問, 49】

4-4-4. 機能と課題の相反性

以上、寄附の仕組みが有していた課題について整理したが、これらを機能と比較してみると、
機能と課題との相反性が見えてくる。すなわち、1) 財源の確保とそのための受益者負担は、
寄附の強制とその結果としての住民負担の増大へつながり、2) 優先順位を決定していくこと
は、住民負担力によって、あるいは中心部と郊外部との格差を生み、3) 公共性を抽出すれば、
私領域は自己責任という認識を育て、4) 行政と近隣コミュニティとの協議プロセスは、結果
として事業コストの増加へとつながってしまう。このような相反性は解消できず、社会的合
意のもとに調整と選択を行っていく必要があったと考える。

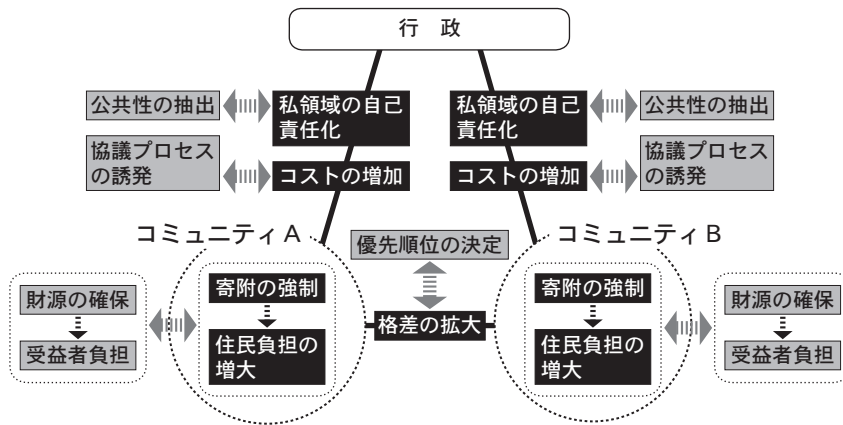


図 4-4 寄附の仕組みが有していた課題と機能との相反性

4-4-5. 小結

以上を図 4-4 に整理した。寄附の仕組みは多くの課題を有していた。そして、この課題は機能と相反し、行政として、あるいは近隣コミュニティとして意思を決定し、調整と選択をしていく性格のものであったと言える。しかしながら、このような意思決定は一部の有力者によって行われ、住民にとって大きな負担となった。また、行政と近隣コミュニティとの一対一対応のシステムとして作用してきた結果として、競争的要素を色濃くし、格差の拡大という近隣コミュニティ間の相対的な課題が発生したと言える。

4-5. 寄附の衰退過程

機能と課題との相反性に対し、行政として、あるいは近隣コミュニティとして意思を決定し、調整と選択をしていくことができれば、マネジメントシステムとして機能し得たと考える。また、このようなシステムが存在する必然性があったからこそ、寄附は長きに亘って存在し続けたと考える。しかしながら、行財政における寄附金は徐々に減少して行き、昭和 40 年頃から急速に衰退へと向かう。本項では、寄附の衰退過程について明らかにする。

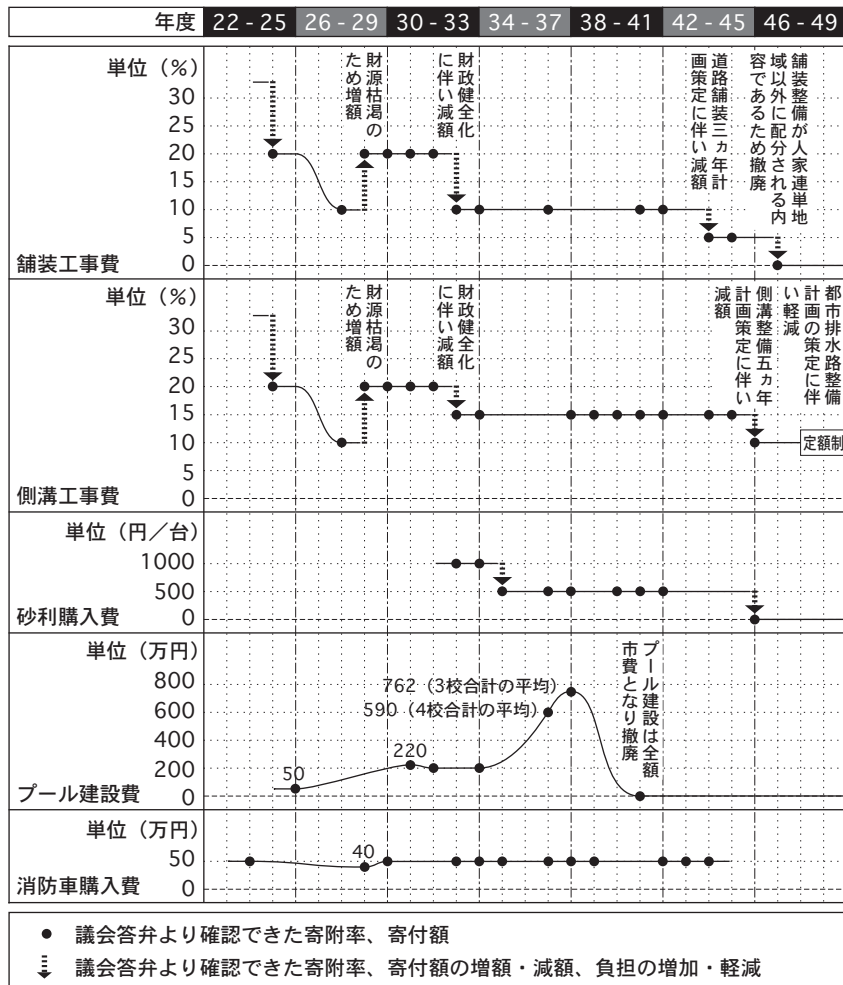


図 4-5 負担額・負担率の変化

4-5-1. 負担額・負担率の変遷

寄附の対象となった道路・学校・消防に関わる事業のうち、特に継続的かつ高額な寄附が行われていた舗装工事費、側溝工事費、砂利購入費、学校プール建設費、消防車購入費の5項目について²¹⁾、その負担額、あるいは負担率を会議録における各年度の一般会計歳入歳出予算案および追加更正予算案に関する議会答弁より抽出し²²⁾、その変遷を整理した(図4-5)。

舗装工事費、および側溝工事費については昭和29年度に財源枯渇を理由に増額されるが、昭和33年度に財政健全化を理由に軽減されている。その後、昭和45年前後に再び軽減され、

舗装工事費は昭和 47 年度に撤廃、側溝工事費も昭和 48 年度以降定額制となり、大幅に軽減されている。砂利購入費については昭和 32 年度以前の負担額は不明であるが、昭和 35 年度に半額に軽減された後、昭和 46 年度に撤廃されている。プール建設費についてはその割合については不明であるが、大幅に増加していた負担率が²³⁾昭和 41 年度に撤廃されている。消防車購入費についてはおよそ 20 年間に亘って 50 万円と一定額になっており、物価上昇を考えれば実質的な軽減だったと考えられる。

このように、事業によって負担率とその変化は大きく異なるが、昭和 40 年代に入って全ての事業が撤廃の方向へ向かっている。

4-5-2. 非計画性と矛盾の発生

寄附の衰退過程は、単にその課題面のみから説明するには説得力に欠ける。それを説明するためには機能そのものが機能し得なくなる原因があったという仮説が立てられる。4-3 において寄附の仕組みが有していた 5 つの機能について整理したが、それぞれの機能がシステムとして正常に作動し得なくなっていく要因について、会議録をもとに明らかにする（図 4-6）。

1) 財源の確保の機能矛盾

財源の確保という根拠は財政状況が悪い状態でなければ説明できない。しかし、昭和 32 年度に市財政が黒字となり、財源不足を理由に寄附をお願いするという根拠は崩れ、その結果、昭和 33 年度には負担率の軽減が決定されている。負担率の軽減は市財政における寄附金の比率を下げることになり、その結果として寄附金は財源の確保にほとんど寄与していないから撤廃すべき、という論拠を生んでいる。

『地元負担金を、不本意ながらも認めてまいった理由は、市の赤字財政を助けて、これを再建せんがためであります・・・市財政が黒字となった今日、これを機会に、従来の地元負担金を、すべて一割に軽減し、さらに近き将来これを全廃し、もって今日までの市民の全幅的な市政協力に対し、誠意をもってこたえることこそ、善政への一步前進と信ずるものであります』【管野今朝松議員, S32.6, 一般質問, 28】

『(寄附の軽減要求に対して) 負担金それ自体の予算額というものは、そう大きなものでございませぬので、現在の浦和市の財政のなかで、まあやめるといえば、これはまあ舗装の金額を、じゃっかん圧迫するということにはなりますけれども、いま申しあげましたように、五パーセント程度の圧迫ということになりますから、がまんできないことではない・・・』【相川曹司市長, S44.3, 一般質問, 61】

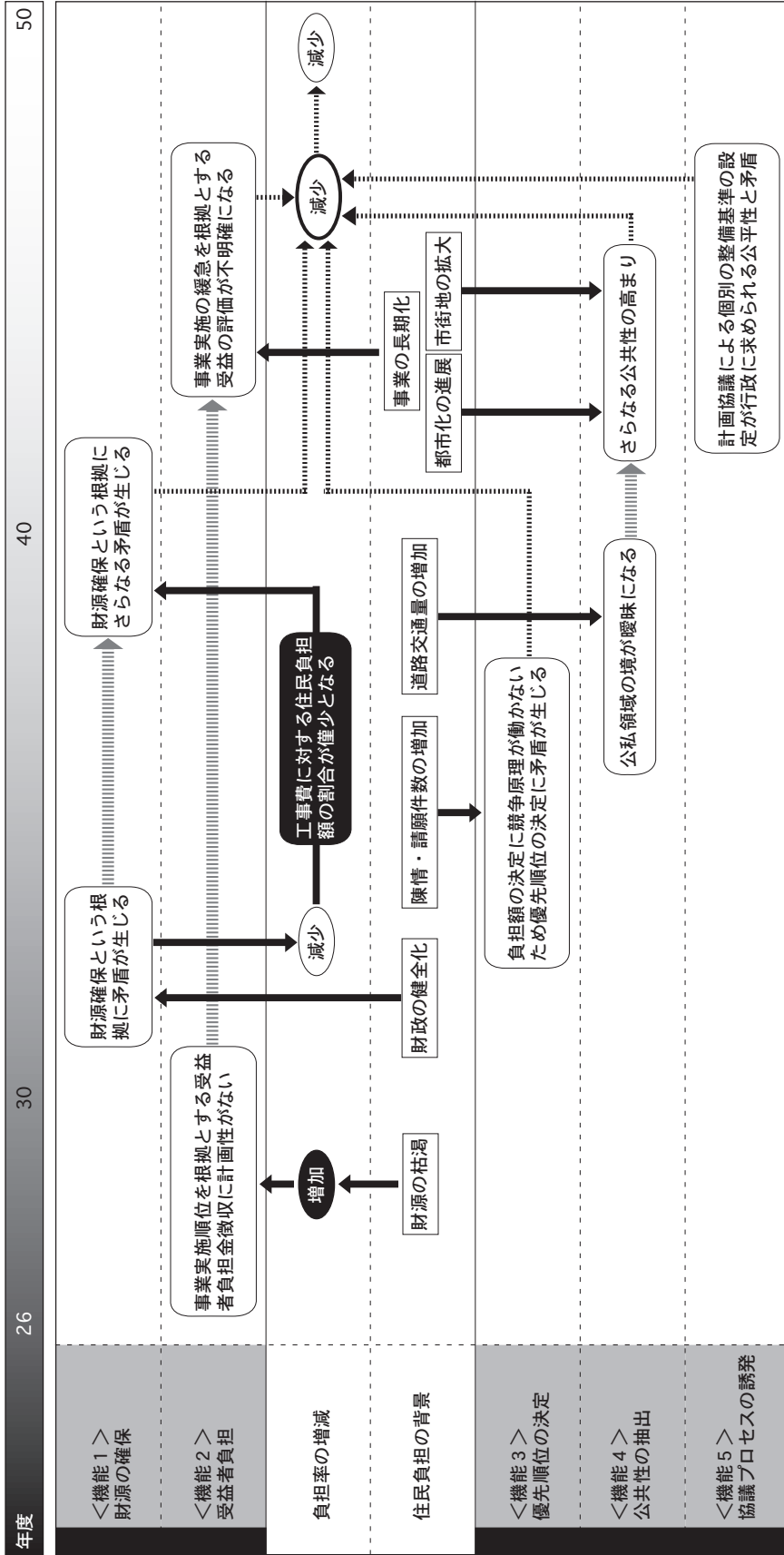


図 4-6 寄附の衰退過程

* 実線は具体的な発言をもとに相関関係を示した。破線は筆者の整理である。

2) 受益者負担の機能矛盾

シビルミニマムの事業における受益の程度は事業実施の緩急として説明された。そのため、物価の影響を考えなければ、市の財政状況を理由に負担率を上げてしまっただけでは事業が遅れている地域に対して説明がつかなくなるはずである。しかし、実際の負担率は昭和 29 年度に財源の枯渇を理由に増加され、その後も物価の影響を考慮に入れ、段階的に負担が軽減されていくような計画性を見出すことはできない。事業が長期化し、いつまでも事業着手されない近隣コミュニティが出てくるにつれて、受益と負担とのバランスが取れなくなり、被害者負担金であるという論拠を生むことになった。

『舗装になっておらないところ、みちがでこぼこなところ、こういうところにおけるひとたちはいまの浦和市ですね、土木行政のおくれのなかで、これは被害者であるわけです・・・相川市長のおっしゃるようなですね、受益者負担ではなくて、まさに、これは被害者負担であるとおもうわけです』【水谷誠一議員, S45.9, 一般質問, 68】

『こんど舗装される地域は、すでに舗装ずみの市民からくらべれば、同じ市民税を負担しながらも、市政の恩恵に浴する度合いが少なく、長いあいだ悪路のなかをがまんしてきたわけであります』【高崎守保議員, S46.12, 一般質問, 71】

3) 優先順位の決定の機能矛盾

寄附金のまとまり具合によって優先順位の決定を行っていくためには、ある程度の競争原理が働くことを容認する必要があった。しかし、実際には事業費の何割、あるいは一律いくらという形で負担率が決められており、昭和 30 年代後半になって、寄附金を集めた近隣コミュニティが多数出てくると、行政側の予算が伴わずに寄附金を受け取ってもらえない、という状況に陥っている。優先順位を決めるため、競争的原理を利用しようとしながら、行政的宿命とも言える公平性の論理によって機能し得なくなっていくと言える。

『金を用意して土木課にもっていても、いま砂利の予算がないからいま受け取れない、いま敷くわけにいかないという答弁で、そのため地区の代表者は、つねずね非常に苦慮しておると・・・敷砂利のできるようにするには五百円以上でもよいからという要望が非常に多いが、この点、市長はどう考えるか』【秋本政雄議員, S37.12, 一般質問, 37】

『砂利を敷くために、地元寄附金をもっていても、予算の関係上、いますぐうけとれぬ、後日通知するといってかえされる場合が多いので、道は悪くなるばかりで、すこしもよくはならない』【加藤丑松議員, S40.3, 一般質問, 46】

4) 公共性の抽出の機能矛盾

行政サービスの根拠として公共性があり、公共性の程度について評価する仕組みが必要となる。寄附による財源徴収は近隣レベルでの課題に対して多用されていたが、その根底には近隣コミュニティの課題は半公共的であるという考え方があったと考える。しかし、道路事業などでは交通量の増加や都市化の進展によって、近隣コミュニティ内の住民のみの利用に供する道路というのが少なくなっていく。また、当初郊外に住居が点在し、一定のまとまりがなかった時期には、住宅地内の基盤整備については近隣コミュニティの課題として判断されていたが、市域の拡大に伴って一定数の住居が集まってくると公共的な事業であるという見方も出てくる。交通量の増加や都市化の進展はあらゆる事業において公共性の概念を曖昧にし、公共性の抽出を困難にしていっていったと考えられる。

『地元寄付をいただけないような道路がふえておるとゆうことなんでございます・・・自動車等の非常に頻繁な交通量のある道路につきましては、地もと寄付を一年になん回もいただくとゆうようなわけにまいりませんので、これらにつきましては、地もと負担をいただかないで、敷砂利を敷いてまいりたい』【中川健吉総務部次長, S35.3, 一般質問, 34】

『(郊外部における宅地開発に対して) ある一定の集団をなしている地域・・・その側溝に流すという、こういうふうな問題が出てきたわけですね・・・それだけの市民が、一致して要求してくれるというものに対して、やはり郊外地は材料費もち、市街地は十パーセントという点にやはり、わたくしは大いに矛盾を感じるわけです・・・』【水谷誠一議員 S47.12 一般質問 75】

5) 協議プロセスの誘発の機能矛盾

行政と近隣コミュニティとの計画協議によって、近隣コミュニティが事業費の一部を分担しながら、独自の整備を行っていくことは理想であるが、市政運営において公平性が求められることは宿命であり、社会的合意がなければいずれかの近隣コミュニティが他にない水準のものをつくることを容認し得ない。行政は近隣コミュニティ間の公平性という行政課題の中で画一的な整備へと舵を切り、そして計画協議のプロセスも失われていった。

『学校の格差については、PTAの格差だということがいわれております・・・それぞれ学校の格差をなくするということには、こんども努力をしてみたいとおもいます』【中川健吉教育長, S44.9, 一般質問, 64】

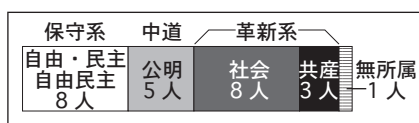


図 4-7 政党別議員数

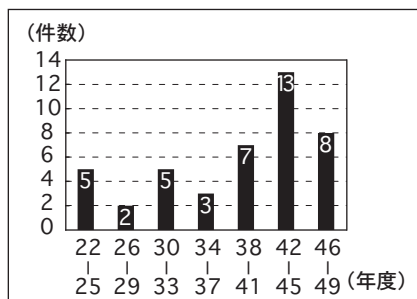


図 4-8 論争の年度別発生件数

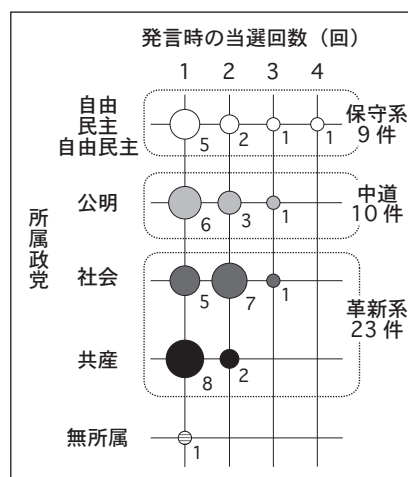


図 4-9 政党別当選回数別のべ議員数

4-5-3. 革新勢力の台頭による社会主義的思想への傾倒

寄附を衰退へと導いた要因として、システムとしての非計画性と矛盾の発生が挙げられるが、相反する機能と課題に対し、機能面を評価し、矛盾の発生に対して、それを修正しながら新たなシステムとして作りあげていく努力が行われなかったことも事実である。抽出した 79 件の論争において、議員が行政に対して寄附の撤廃や軽減要求を明確に行っている論争は、25 人の議員による 43 件が確認できる。この 25 人の議員の所属政党を文献資料²⁴⁾により調べると(図 4-7)、保守系の自由党、民主党、自由民主党²⁵⁾が合計 8 人、中道系の公明党が 5 人、革新系の社会党、共産党が合計 11 人、無所属が 1 人となっている。高度成長期の浦和市議会は中道・革新勢力が台頭したとはいえ、最も中道・革新勢力が多かった 38-42 年度においても全体の 35% (40 人中 14 人) に過ぎず、中道・革新系議員がいかに対処をリードしていたかが分かる。つぎに、43 件の論争の年度別発生件数を見ると(図 4-8)、38 年度以降に多くあられ、特に 42-45 年度は 13 件と突出しており、寄附が衰退傾向に向かう昭和 40 年頃から反対答弁が集中的に行われていたことが分かる。最後に、43 件の論争すべてについて、政党別当選回数別のべ議員数を調べ(図 4-9)、実際の人数と比較すると、保守系議員は 8 人から 9 人とほとんど増加しないのに比べて、中道系の公明党が 5 人から 10 人、革新系の社会党、共産党が合計 11 人から 23 人と倍増している。つまり、中道・革新系の議員が繰り返し反対答弁を行っていたことになる。これを発言時の当選回数別に見てみると、当選 1 回、2 回の議員が特に多く、昭和 40 年頃の主として新人議員によって反対答弁が繰り返し行われてきた実態が明らかになった。

4-5-4. 小結

マネジメントシステムとしての機能を正常に作動させていくためには、負担を課す時点から最終的に負担がゼロになるまでの長期的な計画にもとづいて作用させる必要がある。すなわち、市の財政の善し悪しに拘わらず、対象となる事業について負担率を決め、その負担率を計画的に軽減していく必要があった。また、ある程度の競争原理を導入していかなければシビルミニマムの事業の優先順位を決めていくことは困難である。しかし、このような計画性を持ち合わせておらず、その場対応の処置が施されて、次第に矛盾を引き起こしていった。そして、機能面についての評価が体系的になされ、矛盾点を解決する努力も行われなかった。また、行政の宿命とも言える公平性の確保が大きな障壁となった。議会は55年体制の中、中道・革新勢力が台頭し、社会主義的思想が浸透していたが、このような矛盾点は寄附の撤廃、軽減を求める格好の材料となり、勢力としては保守系議員に劣る中道・革新系議員が、昭和40年頃から反対答弁を繰り返すことで、徐々に撤廃へと向かわせていったと言える。

4-6. まとめ

4-6-1. 都市空間の画一化

寄附の衰退によって都市空間は急速に画一化へと向かう。例えば、昭和41年に寄附を撤廃した学校プールの整備などでも、住民に負担を課さず、全額市費で整備する代償として、最低限の基準による整備という方針が行政より出されている。また、住民が近隣コミュニティのために行政への協力を申し出ても、これを行政が受け入れることができなくなった。行政による住民の社会貢献の排除は、単にまちづくりの財源を失うのみならず、行政と近隣コミュニティとの協議プロセスによって責任を分担し、固有の課題に対応した独自のまちづくりを進めていく土壌を失わせる結果になったと考える。

『プールは要するに泳げればいいのでありますので、泳げる程度のプールは市で、市費で百パーセント支出をいたしまして、つくる考えでございます【須藤多市教育長, S41.3, 一般質問, 49】

『ものを考えますれば、いくら考えてもつぎつぎと考えていけば、いくらでもあるとおもうんです、けれども、できるだけ最低の基準でおさえて、そうして苦難のときには、それをまもっていかなきゃならん状態もあろうかと考えるんです、そういう状態におきまして、いままで表面的にはちゃんと寄付もいただいてやったということを、これではいけないと、そういうふうで、いまちょうどきりかえのときにあるとお

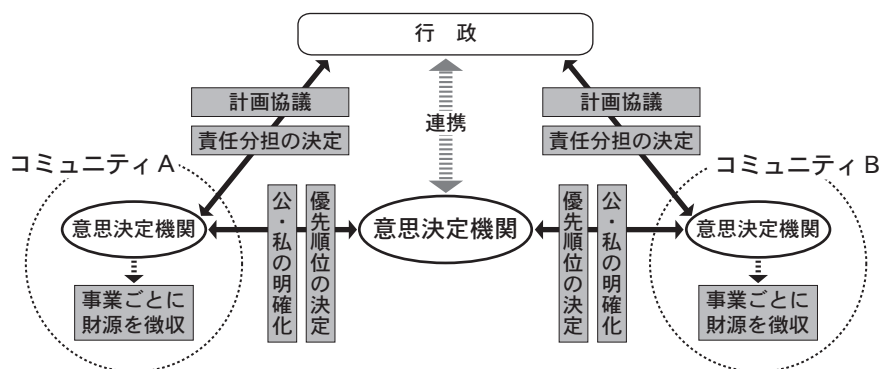


図 4-10 創造性を育む都市空間のマネジメントシステム

もうんです』【本田直一市長 S41.9 一般質問 51】

『体育館、プール等については、全部市費で行うと、こういうような、もうすでに決定された方針があるわけですので、ご協力は非常にありがたいんですが、いちおうこれをつくるためには、やはり市費でお願いするというごことですので・・・』【塚原千尋教育長, S43.3, 一般質問, 57】

4-6-2. 地域社会システムを基軸とした都市デザインへの示唆

本章では、高度成長期における地域社会において、多額の寄附金が行政財源として計上され、不足する税収を補いながら道路、学校、警察といった近隣コミュニティの課題の増大に対処していたことを明らかにしたが、このような寄附の仕組みは多くの示唆を与えてくれる。その最も重要な役割は寄附による財源徴収が任意性、柔軟性を有するがゆえに多くの協議を要請したことであろう。そして、近隣コミュニティの課題には近隣コミュニティにも一定の負担が課されるという社会認識は、近隣コミュニティの責任と自覚を培うものであったと考える。このような寄附の仕組みが有していた都市空間のマネジメントシステムとしての機能を体系的に再評価し、現代の社会背景や行政的仕組みの中で組み替えていくことができれば、新たなマネジメントシステムとして機能する可能性は十分にある。

高度成長期における寄附の仕組みは計画性を持ち合わせず、仕組みを支える論拠が時代背景に応じて変わり、多くの矛盾を発生させた。また、政治システムの宿命とも言える公平性の確保がこのような矛盾点を解決するうえでの障壁となり、公共運営に対するコミュニティの関与を遠ざける中で、次第に衰退していった。改善すべき点としては行政と近隣コミュニティとの協議の仕組みが挙げられる。行政と近隣コミュニティとの一対一対応における協議システムは行政に対する陳情・請願行政を助長する傾向にあった。また、近隣コミュニティ

内においても協議によって意思を決定していく仕組みが弱く、金銭的負担以上にコミュニティへの悪影響も大きかった。そのため、行政と近隣コミュニティ、近隣コミュニティ間、近隣コミュニティ内のそれぞれにおいて意思決定を行う協議システムをつくり出していくことが重要である。すなわち、意思決定を伴う住民自治組織を多層化していくことである。このような協議システムによって行政と近隣コミュニティとが対等に協議を行っていくシステムをつくりだすことができる。また、近隣コミュニティの意思決定組織は個々人の価値評価を反映した独自の財源を保有することが必要である。この財源は会費のような一定額を継続的に負担させるものではなく、どのような事業に対し、どのような整備を行う必要があるという、目的と用途を明確に示したうえで、その是非に対して個々人が意志を表明する機能をもつ財源である。さらに、近隣コミュニティが個性と創造性あふれるまちづくりを展開していくうえで一定の競争を容認していくことも必要だと考えるが、このような協議の仕組みによって競争を計画的にマネジメントしていくことができると考える（図 4-10）。

注釈

- 1) 参考文献1 (p19-21) によれば、当時の浦和市について『浦和聚落の歴史は、人類が住み初めてからの永い歴史をもっている拘らず、その聚落体そのものの成長は極めて除々に行われ、大正初年においても尚ささやかな一農村町に過ぎなかつたのである』、『大正元年一〇、二二七人であつた浦和町は、毎年増加し、大正十四年には一八、二四九人となり、約二万人に増加している』と記述されている。また、参考文献2 (p83) によれば、昭和9年の市政施行当時、人口にして全国124市の中100位の小都市に過ぎなかつた。
- 2) 参考文献2 (p81) によれば、当時の浦和市について『浦和が本格的に人口の増加を示し始めたのは大正七、八年頃で、いわゆる第一次世界大戦の好況に恵まれて、会社、工場等が相次いで設立されたのに始まり、大正十二年の関東大震災及び第二次世界大戦による疎開者が、住宅地として又教育施設に恵まれた環境のために、そのまゝ永住することゝなつたことが主な原因と思われ・・・』と記述されている。
- 3) 参考文献3、4、5、6
- 4) 参考文献7
- 5) 浦和市は戦後に入って3回の合併を行っているが、参考文献3においては昭和45年調査時点における行政区画による推計人口を用いており、市町村合併による人口増減を考慮している。
- 6) 昭和22年度から昭和25年度の4年間については浦和市議会会議録が散逸してしまっているため、参考文献4を用いた。参考文献7にも議会答弁の要旨は掲載されているが、会議録に比べると大幅に簡略化されている。
- 7) 寄附金の対象となつた事業や寄附額を把握する資料としては各年度における決算書や予算書があるが、決算書や予算書では具体的な事業の内容が附記として示されるにとどまり、詳細は把握できない。また、実際に予算執行された金額を把握するためには決算額を調査する必要があるが、決算説明に関する議会答弁は要旨のみで終わることが多く、予算委員会等の会議録も散逸してしまっている。そのため、本稿では一般会計歳入歳出予算案および追加更正予算案に関する議会答弁を通読することによって事業の詳細を把握した。寄附金の予算額と決算額を比較してみると、繰り越しなどで大幅に決算額が減額される場合を除き、予算額よりも決算額の方が多くなる傾向にあり、実際には予算以上の寄附が行われていたようである。
- 8) 事業費の少ないものについては適宜関連する事業を束ね、簡略化を図つた。公園・広場関連は運動施設を含めた。学校の校舎建築・増改築・修繕は模様替え、階段補強、校庭施設を含めた。学校の設備・備品は給食設備、理科備品、ピアノなど。消防団施設関連は車庫、望樓、詰所など。派出所は駐在所に統一した。
- 9) 事業の詳細が把握できた場合でも、複数の事業をまとめて金額が示されている場合など、どの事業に対してどれだけの金額が寄附金として計上されているのかわからないものについても詳細不明として扱つた。
- 10) 寄附金が繰り越される場合、同じ事業が複数年度について計上されることになる。そのため、繰り越した年度の予算額から繰り越し金額を減じて算出した。
- 11) 六・三・三制教育施設組合については参考文献8 (p212) において『浦和市の六・三・三制建築協力機関として昭和二十三年二月現組合長小谷野伝蔵氏を中心として結成され、爾来これが資金の募集に鋭意努力を傾注し、各関係者の熱意に感謝する市民の絶大なる協力を得て、ついに二千万円の巨額

の醸出に成功し、これらを財源として、同市においては、中学校四校の新設、小学校一校の増築を完成し、さらに三中学の建築も近く竣工をみる予定であり、同組合が市の学校施設の整備に寄与した功績は、真に大なるものがある』と記述されている。

- 12) 参考文献 7 によれば、常木勘助助役は六・三・三制教育施設組合からの寄附について『六・三・三制の施設組合におきましては、施設組合から團體の交付金として、市に一おう交付した形にあいなりまして、市は実際におきましては、施設組合から借入れをする性質のものであつたものであります。市は責任をもちまして、施設組合の組合委員の方々それぞれ醸出額に對しましては、定められた年利に従ひまして、償還を、利子を附けまして、償還をしていくとゆう責任はもつておりますので。』と説明している【常木勘助助役, 昭和 26 年 5 月, 歳入歳出追加更正豫算】。
- 13) 例えば参考文献 7 において、竹村治一建設部長は『(交通幹線道路について) これは市が当然のことではございますが、ご負担なしで、いわゆる砂利を敷き、交通幹線と考えておるものについては、そういう処置をいたしておりますが、地区のなかの道路、あるいは住宅地のなかの道路というようなもののいたんだ個所に対する敷砂利、そういうものにつきましては、地元のかたのご協力によって、一台五百円というご負担を願って、その分に応ずる砂利を敷いておるわけでございます』と説明している【竹村治一建設部長, 昭和 38 年 12 月, 一般質問】。
- 14) 注釈 6) に同じ。
- 15) 委員会報告や採決等でも寄附金に関する論争は散見されるが、特に重要な事項は一般質問や予算案審議の中で議論され、委員会報告や採決等ではその繰り返しである場合が多く、重複する内容がほとんどである。
- 16) 施設運営費や市外通学生徒委託料などの寄附金は、現在における負担金や使用料のような制度的寄附金の性格が強いため対象外とした。また、設備・備品費などは少額なものが多く、PTA 会費など財政上表れてこない住民負担も多いため実態がつかみきれない。
- 17) 寄附金について言及していても、事業内容や寄附額等の事実確認で終わっているものや、行政手続きに関する質疑については対象外とした。再質問を含めて 1 件の論争として数えたが、1 回の質疑であっても、一番目の質問、二番目の質問というように、明確に分けて 2 つ以上の質疑が行われている場合には別の論争として扱った。
- 18) 旧都市計画法第 6 条第 2 項「主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得」。参考文献 9 (p94-95) によれば、受益者負担金制度は第二次世界大戦後はほとんど使われず、現在は下水道事業の場合にだけ適用されている。
- 19) 石田頼房は参考文献 9 (p91-92) において、『都市計画法の検討過程における最大の論点は、都市計画を全国に展開してゆくため必要な費用の財源をどこに求めるかという点でした』、『新しい財源を次々と絶たれ、一つだけ残った新財源が受益者負担金でした。これは「改良税(ベタメントタックス)」として都市計画調査委員会で提案されたものが形を変えたものといえますが、都市計画事業の実施で特別な受益のある者に事業費の全部又は一部を負担させようというものです』と記述している。
- 20) 石田頼房は参考文献 9 (p93-94) において、『「受益」ということをめぐって、官民の考え方が大変違っていたのです。民の側は、実際に具体的・金銭的な特別の受益があったかどうかを個々の土地について評価してから賦課すべきだということです』、『(受益者負担金制度は) 受益をはかるための土地評価を行う仕組みを持っていませんでした。このため、かえって日本の都市計画法制度の中で、受益者負担・ベタメントレヴィ、土地増価・開発利益の吸収などの問題がきちんと議論されることが妨

げられたといえそうです』と記述している。

- 21) 継続的かつ高額な寄附が行われているものとしては、学校建築・増改築・修繕費も含まれるが、具体的な事業内容が個々の事業によって異なり、6分の1程度の負担率の事業から全額寄付となっているものまで様々であるため対象外とした。
- 22) 昭和32年度以前の土木費については舗装、側溝等の細目に分類されておらず、土木費として一律に扱われている。しかし、土木費の負担率の説明の際に、道路、舗装などの表現が随所に見られることから、舗装、側溝等の道路関連事業に対する寄付についても土木費の負担率と同等であったと考えられる。
- 23) 物価上昇の影響を考えれば、工事費に対する負担率は経年的に同程度だったと考えられる。
- 24) 参考文献4、5
- 25) 1955年に自由党と民主党が合流して自由民主党が成立した。この年、革新系政党も合流し、いわゆる55年体制が始まった。

参考文献

1. 浦和市総務課編：浦和市是調査書 市制施行20周年記念，浦和市役所，昭和29年
2. 浦和市編：浦和市制二十年史，浦和市，昭和30年
3. 埼玉県総務部統計課編：埼玉県統計年鑑，埼玉県総務部統計課
4. 浦和市議会史編さん委員会編：浦和市議会史（全3巻），浦和市議会
5. 浦和市議会編：浦和市議会史 続巻（全5巻），浦和市議会
6. 経済企画庁編：戦後日本経済の軌跡 経済企画庁50年史，経済企画庁，平成9年
7. 浦和市議会会議録，さいたま市所蔵
8. 埼玉県教育委員会編：埼玉県教育史 第六巻，埼玉県教育委員会，昭和51年
9. 石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868－2003，自治体研究社，平成16年